

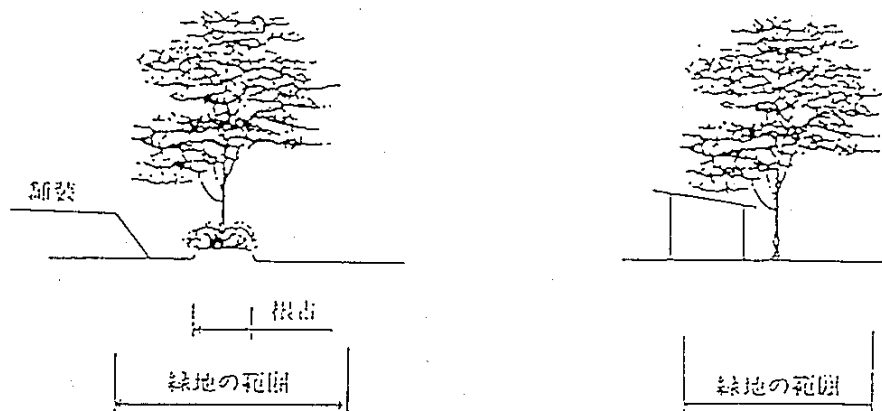
中央区花と緑のまちづくり推進要綱実施細目

1 「目的」について

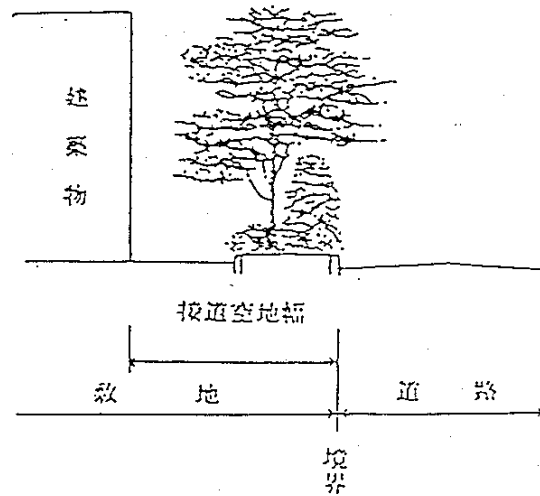
- (1) 要綱は、緑化による環境の改善を図るとともに、現に良好な環境を形成している緑の喪失による環境の悪化を防止することを目的とする。
- (2) 対象とする施設は、公共若しくは民間の所有又は管理の別を問うものでない。
- (3) 要綱の目的として、都及び区市町村が連携して緑化指導の充実、発展を図るため、その技術的標準を示した。

2 「定義」について

- (1) 緑地は、透水面とすることを基本とするが、人又は車の通行する場所における緑の確保及び大木の保全を積極的に図るため、コンクリート等の舗装又は工作物等が設置されているものも樹冠で覆われるものは、緑地として取り扱うことができる。



- (2) 道路については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路はもとより、通常、一般の通行の用に供される道も、道路として取り扱う。ただし、現に道路としての形態を有せず、将来においても、整備することが明らかでないものは除く。
- (3) 接道空地幅とは、樹木等の植栽又は樹冠の広がりが可能な範囲をいうものである。



3 (植栽の標準)

植栽は、次の標準によるものとするが土地利用状況等の理由により、実施困難な場合においては、別途区長と協議するものとする。

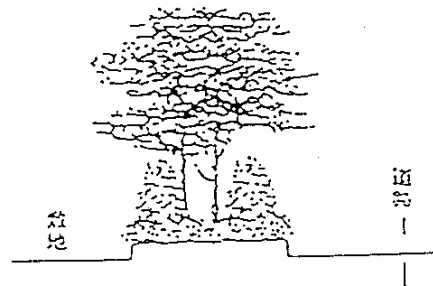
(1) 接道空地幅が4メートル以上の接道部

10平方メートル当たり、

高木2本、中木2本

及び低木100本

を植栽する。



注、低木については、地被植物及び草花の植潰し代替可。(以下同じ)

(2) 接道空地幅が2メートル以上で4メートル未満の接道部

10平方メートル当たり、

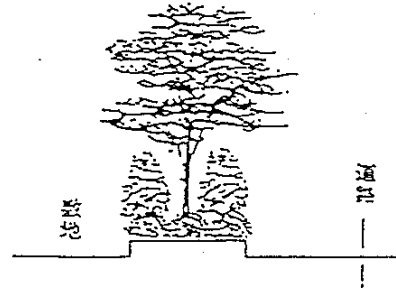
高木1本、中木3本

及び低木100本

又は、

中木5本及び低木

100本を植栽する。



(3) 接道空地幅が1メートル以上で2メートル未満の接道部

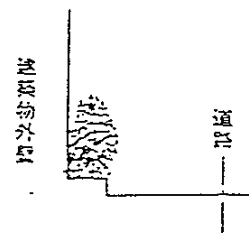
10平方メートル当たり、

中木2本

及び

低木100本

を植栽する。

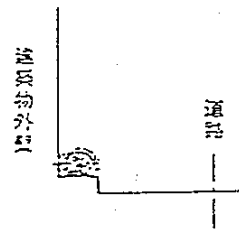


(4) 接道空地幅が1メートル未満の接道部

10平方メートル当たり、

低木100本

を植栽する。



(5) 生垣を主とする接道部

生垣は、樹冠が重なるように植栽し、

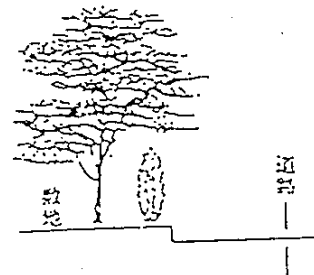
これに、

高木を5メートル間隔で、

又は、

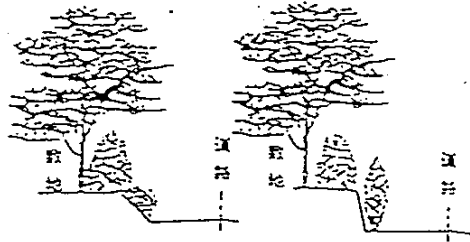
中木を2メートル間隔で

植栽する。

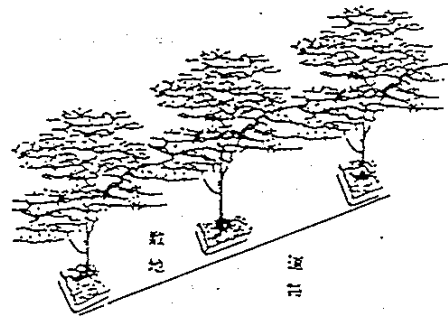


(6) 形状又は利用が特異な接道部の植栽は、前項第1号から第4号までの植栽を基本とし、次の標準による。

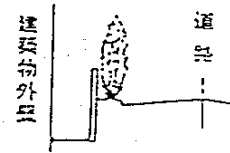
イ 敷地と道路に高低差があるもの



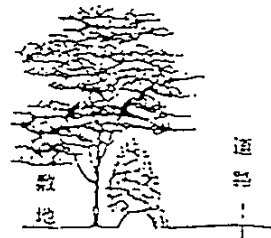
ロ 人、自動車等が通行するもの



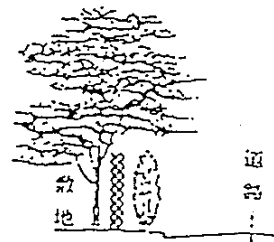
ハ 空堀（ドライエリア）等のあるもの



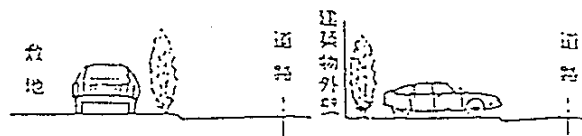
ニ 土塁を設けるもの



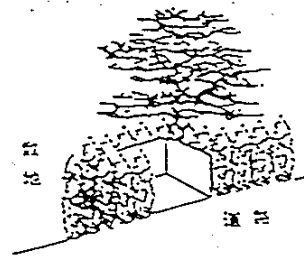
ホ フェンス等を設ける必要があるもの



ヘ 駐車場のあるもの



ト ゴミ置場等のあるもの



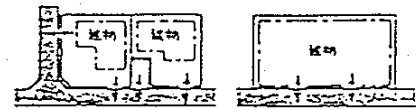
(7) 接道部以外の敷地の植栽

10平方メートル当たり中木2.5本を植栽し、低木又は地被植物を適切に植栽する。

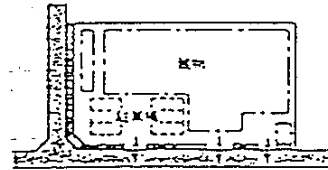
4 (緑地の配置標準図)

緑地の配置は、次の標準図を参考に行うものとする。

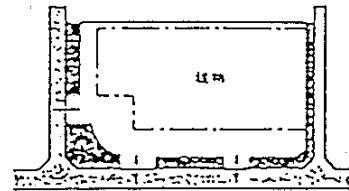
(1) 小規模施設



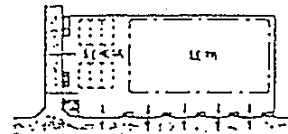
(2) 中規模施設



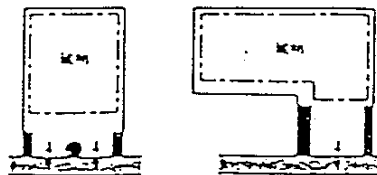
(3) 大規模施設



(4) 人、自動車等の出入りの多い施設



5 接道部の短い施設



別紙1参照

5 (緑地面積の算定)

緑地面積は、次の各号に掲げる項目ごとにそれぞれ算定した面積を合算したものとする。

イ 緑地帯

区画して植栽された土地の面積をいう。

ロ 生垣

生垣の幅に長さを乗じた土地の面積をいう。ただし、生垣の幅は、0.6メートルとして算定することができる。

ハ 単独木

樹冠投影面積をいう。ただし、この面積は、樹木1本当たり、高木を3平方メートル、中木を1平方メートル、低木を0.1平方メートルとして算定することができる。

ニ 前各号に掲げるもの以外の緑地

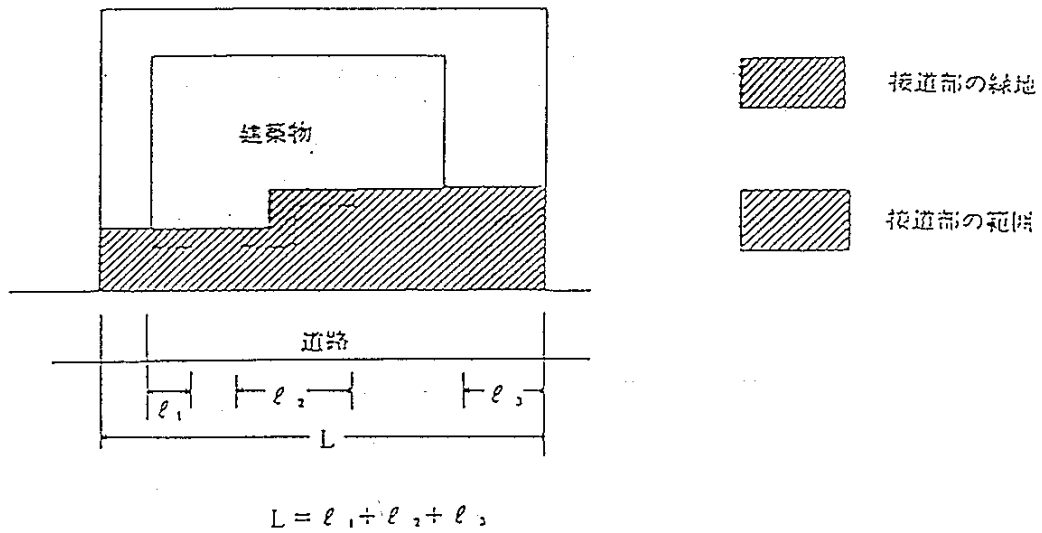
樹冠投影の外縁を結んだ土地の面積(地被植物の植栽地を含む。)

別紙2参照

別紙 1

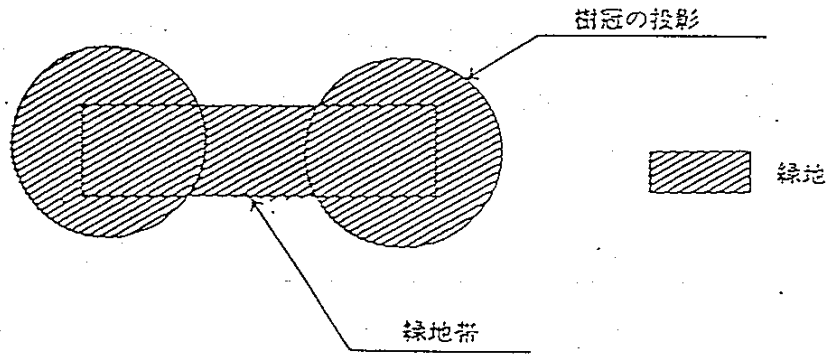
7 「緑地の配置標準図」について

接道部の緑地は、道路に面する場所に設けることを基本とするが、接道部の利用方法等により、道路に接しない位置で道路から見通せる場所に設けるものも含めることができる。

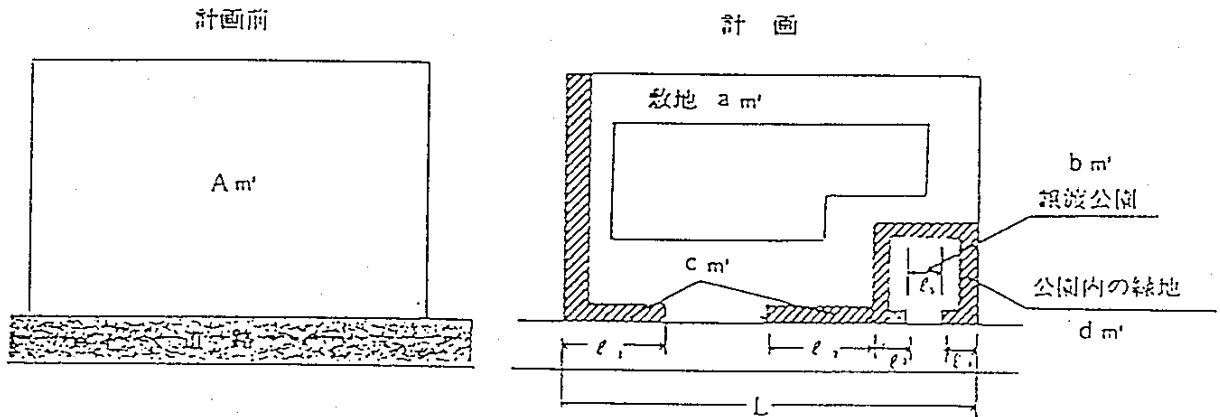


8 「緑地面積の算定」について

- (1) 緑地帯に植栽する高木の樹冠の投影が、緑地帯の区画から相当な程度にはみ出しているものは、はみ出している部分の面積を緑地面積に加えることができる。

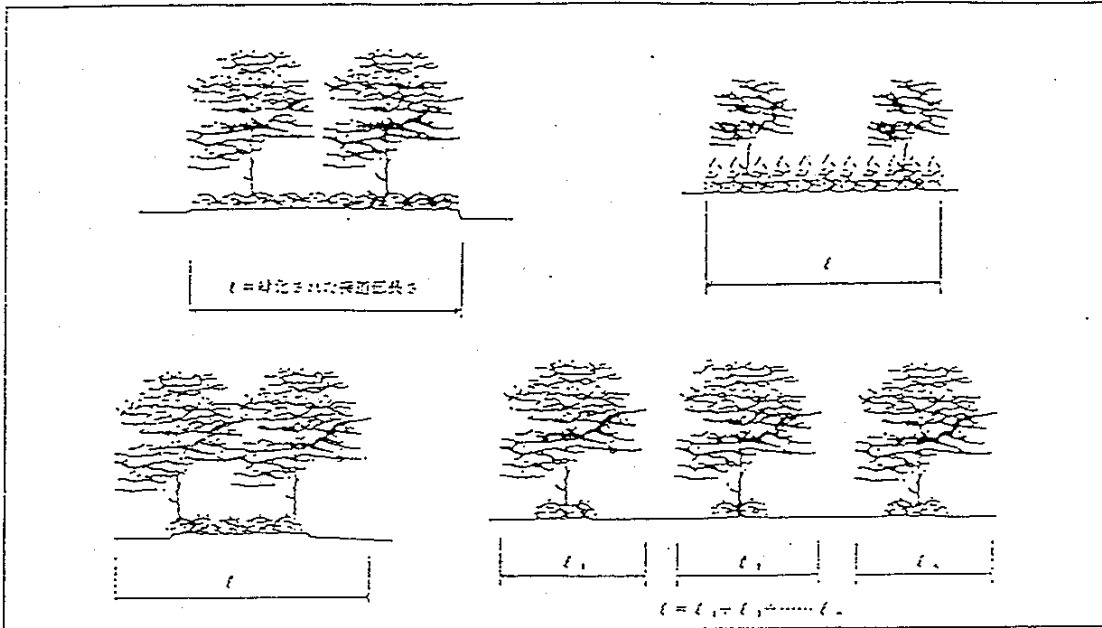


- (2) 敷地の一部を事業完了後、公園、道路として区等に譲渡される土地のうち、緑地計画のあるものは、当該土地を敷地、緑地等に含めることができる。

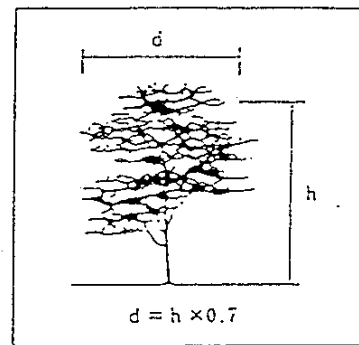


抜道部長さ = L
 緑化される抜道部長さ = $\ell_1 + \ell_2 + \ell_3 + \ell_4 + \ell_5$
 緑地面積 = $c + d$
 敷地面積 = $a + b$

(ア) 緑地帯及び生垣は、その長さです。ただし、高木の樹冠が緑地帯をはみ出るときは、その部分の長さを含めることができます。



(イ) 樹冠径は、高木については2m、中木については1mとして計算することができます。ただし、樹高が3mを超える高木については、その高さの7割(将来の育成において無せん定とするものは8割)を樹冠径とすることができます。



(2) 緑地面積

緑地面積は、植栽する土地の面積及び樹冠で覆われた土地の面積の総計です。次によって算定してください。

(ア) 緑地帯は、区画して植栽する土地の面積です。

ただし、区画した土地からはみ出た樹冠の部分を含めることができます。

(イ) 生垣は、その長さに幅を乗じた土地の面積です。

ただし、生垣の幅は、60cmとして算定することができます。

◎ 敷地面積1000㎡以上のものは

(ただし、東京都総合設計については1000㎡以下であっても)

下記の東京都環境保全局のチェックを受けて下さい。

東京都環境保全局緑化推進室

〒163-01

新宿区西新宿 2-8-1

東京都第1庁舎 37階

緑化指導主査 大代表 (5321) 1111

内線 31 - 354

ファクシム (5388) 3456

東京都中央区土木部公園緑地課

〒104

中央区築地一丁目1番1号

緑化推進係 ファクシム (3546) 5438